

免許を受けられない者

免許を受けようとする者が、次の表の「欠格事由」の一つに該当する場合又は免許申請書若しくははその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、免許できません。

区分	主たる欠格事由	法第5条第1項の該当条項	申請者		役員	法定代理人	政令使用人
			法人	個人			
5年間免許を受けられない者	次の条項による免許取消から5年を経過しない者 ○免許の不正取得（法第66条第1項第8号） ○業務停止相当の違反行為があり情状が特に重いつき又は業務停止処分違反（法第66条第1項第9号）（免許取消処分の聴聞の公示日前60日以内に役員であった者を含む）	第2号及び第11号から第13号	×	×	×	×	×
	免許の不正取得（法第66条第1項第8号）、業務停止相当の違反行為があり情状が特に重いつき又は業務停止処分違反（同条同項9号）の疑いがあるとして免許取消の聴聞公示後に廃業届を提出した者（免許取消処分の聴聞の公示日前60日以内に役員であった者を含む）	第3号、第4号及び第11号から第13号	×	×	×	×	×
	禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	第5号及び第11号から第13号	×	×	×	×	×
	次の法律により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ○宅地建物取引業法 ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ○刑法の次の罪 傷害罪（第204条）、傷害助勢罪（第206条）、暴行罪（第208条）、凶器準備集合罪（第208条の2）、脅迫罪（第222条）、背任罪（第247条） ○暴力行為等処罰に関する法律	第6号及び第11号から第13号	×	×	×	×	×
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	第7号及び第11号から第13号	×	×	×	×	×
	免許の申請前5年以内に宅地建物取引業に不正又は著しく不当な行為をした者	第8号及び第11号から第13号	×	×	×	×	×
その他	破産手続の開始の決定を受けて復権を得ない者	第1号及び第11号から第13号	×	×	×	×	×
	宅地建物取引業に関し不正又は不誠実な行為をすおそれが明らかな者	第9号及び第11号から第13号	×	×	×	×	×
	心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者	第10号及び第11号から第13号	×	×	×	×	×
	事務所に専任の取引士が不在・不足	第15号	×	×	—	—	—

注1 「役員」には、役名のいかんにかかわらず法人に対し業務を執行する権限を有する者を含む。

注2 「政令使用人」とは、事務所の代表者で契約締結権限を有する者をいう。

注3 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者が免許を受けようとする場合の親権者、後見人をいう。